

東弁2023人権第403号

2023（令和5）年10月12日

警視庁警視総監 小島裕史 殿

東京弁護士会

会長 松田純一

## 人権救済申立事件について（勧告）

当会は、申立人J氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴庁に対し、下記のとおり勧告をいたします。

記

### 第1 勧告の趣旨

警視庁三鷹警察署警察官らが、集団で、2009（平成21）年3月22日午前2時30分頃から午前3時頃まで約30分間前後の間に、東京都三鷹市内の路上において、警察官職務執行法（以下、「警職法」という。）2条1項に規定する不審事由のない、帰宅途中の申立人に対し、暴言や弄ぶような言葉により侮辱し、執拗に停止を求め、同人の身体に手を掛けるなどして同人の歩行を妨げ、同人に対して氏名や所持品について執拗に質問をし続けたこと、これに対して終始申立人が明確に拒絶しているにもかかわらず、同人のバッグを開け内部を見、同人の衣服のポケットに手を入れてポケット内を探索したこと、申立人の身体に苦痛を与える有形力の行使を行ったこと、申立人が警察署に行くことを明確に拒否しているにもかかわらず同人を無理矢理パトカーの後部座席に入れたこと、現場責任者である警察官が他の警察官らの違法な警察活動を止めなかったことは、申立人に重大な精神的苦痛を与え、申立人の意思に基づく行動の自由（憲法13条）を侵害する違法なものであった。

よって、上記警察官らの行為について強く抗議するとともに、今後は、警職法2条1項に規定する不審事由がない者に対して、職務質問の要件があるかど

うかを確認するために質問する場合には、一応質問するだけで説得を行わないこととし、相手方が拒否した場合には速やかに終了することとし、暴言や弄ぶような言葉により対象者の歩行を妨げたり、所持品を見せるよう求めたり、警察署へ同行するよう求めたりすることのないよう、警察官に対する指導及び教育を徹底させるよう、勧告する。

## 第2 勧告の理由

### 1 認定した事実

当会は、三鷹警察署に対して事実照会を行ったが、同署は具体的な事実を示して回答をしなかったため、申立人の主張及び申立人提出の証拠並びに同署の回答を慎重に検討した上で、次のとおり事実を認定した。

- (1) 2009（平成21）年3月22日午前2時30分頃、東京都三鷹市内の路上において、2名の警察官が、歩行中の申立人に対して「止まってください。ご協力をお願いしますよ。」と声を掛けて停止を求めるとともに、「お名前だって知りたいし。」と申立人に氏名を名乗るよう求めたが、申立人は拒否した。それでも警察官が名乗るよう求めたのに対して、申立人は任意の協力であることを警察官に確認し、警察官も任意であることを認めたので、申立人は氏名を述べることを拒否し、警察官は氏名を名乗るよう求めた。

2人の警察官の発語の中には、申立人の外観や表情、言動、態度などについての具体的な不審事由の指摘は1度もなかった。後から加わった4名あるいはそれ以上の人数の警察官も、「不審点なきやあすぐ解放しますよ。」「不審点なけ・・・解明すれば我々は。」「不審点がいっぱいあるから。」「あり過ぎる。」「不審点がなけりゃ、こんなに時間とらせないよ。」「なければいいんだよ、なければ。」「めちゃくちゃ不審だよ。まじ不審だよ。」と述べているだけで、誰も申立人について具体的な不審事由の指摘をしてい

ない。

- (2) 警察官は、警察官への対応を明確に拒否している申立人に対して、特に不審事由がないにもかかわらず、申立人の服のポケット及びバッグの中身を見せることを求め、申立人の服のポケットに手を入れたり、バッグの中を覗いたりした。
- (3) 複数名の警察官らが申立人の身体に苦痛を与える有形力の行使を行った。
- (4) 警察官が申立人にパトカーに乗って三鷹警察署まで同行することを求めたことに対して、申立人が明確に拒否したにもかかわらず、警察官らは無理矢理申立人の身体をパトカーの後部座席に入れたが、申立人は強く抵抗し車外に出ることができた。
- (5) 申立人と警察官らのやりとりが終了した状況は不明であるが、同日午前3時頃に終了し、申立人は解放された。
- (6) 警職法2条1項の職務質問は対象者の任意の協力を前提とするから、警察官は対象者の任意性を確保するために、終始、礼儀正しい態度と丁寧な言葉遣いであるべきである。本件における警察官らの態度は具体的に明らかではないものの、証拠によれば、言葉遣いは極めて乱暴であつたり弄ぶようであつたりして侮辱的であり、申立人を威圧し恐怖心を抱かせるものであつた。

## 2 権利侵害性（法的評価）

### (1) 侵害された権利

人が深夜、徒歩で帰宅することは個人の自由であり、他人に呼び止められてもこれに応じる義務はないし、氏名を名乗る義務も、暴言や弄ぶような言い方を受忍する義務も、所持品を提示する義務も、身体に苦痛を感じるような有形力の行使を受忍する義務も、他人の車に乗せられる受忍義務

もない。

地方公務員である警察官らが同様のことを行ったとしても、原則として違法であり、かつ、自己の意思に基づく行動の自由（憲法13条）の侵害に当たることが考えられる。

警察官らの行為が適法となる（違法性を阻却される）には、警職法2条1項が定める職務質問の要件を充たしているか、これを充たしていないとしても、警察法2条1項に基づく任意の協力要請として許容される必要があるところ、本件事案はいずれにも当てはまらない。しかも、その違法性は重大であるから、申立人の意思に基づく行動の自由（憲法13条）を侵害したといえる。

以下では、警察官らの行為が、①警職法2条1項が定める要件を充たさないこと、②警察法2条1項に基づく任意の協力要請行為としても違法であり、かつ、その違法性が重大であることを詳述する。

## (2) 職務質問開始の要件を充たしていないこと

ア 警察官が警職法2条1項の職務質問を行う対象者は、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断して何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者又は既に行われた犯罪について、若しくは犯罪が行われようとしていることについて知っていると認められる者」に限られている。「何らかの犯罪を犯し、若しくは犯そうとしていると疑うに足りる相当な理由のある者」に該当するかどうかは、「異常な挙動その他周囲の事情から合理的に判断し」なければならない。「異常な挙動」とは、その者の態度・着衣・携行物等が通常（犯罪と無関係な状態）ではなく、怪しいと思われることを意味する。

<sup>1</sup>警察官の主観的な思い込みで職務質問をすることはできない。<sup>2</sup>

---

<sup>1</sup> 田村正博『全訂 警察行政法解説』〔第二版〕（東京法令出版）195頁

<sup>2</sup> 田村・前掲書同頁

イ これを本件についてみると、申立人に声を掛けた警察官が申立人の歩いている様子を見て何らの犯罪に関連しているのではないかという異常を認識したのだとすれば、そのことは申立人に対して声を掛けた当初から、遅くも比較的早い時期に告げ、申立人に説明を求めたはずである。

しかるに、申立人に声を掛けた警察官は、声掛けの冒頭で（申立人の説明によれば本件事案のほぼ最初の時期である。）、「ちょっと待ってください。止まってください。ご協力お願いしますよ。お名前だっけ知りたいし。ねっ」と述べている。この言葉が実際に警察官が一番最初に申立人に声を掛けたときのものかどうかは不明であるが、警察官の上記言葉からして、これ以前の言葉もただ単に申立人に停止を求めるもので、具体的な質問があったとは読み取れない。三鷹署の回答にもこの点の説明はない。

そうだとすると、警察官は申立人に声を掛けたとき、申立人に何らかの不審事由があったという指摘をしていなかったと解される。

また、その後の声掛けでも、警察官は申立人に対して、声を掛けた理由として具体的な不審事由があったという説明をしていない。

警察官らは深夜、申立人が一人で歩いていることだけから、なぜこのような時間帯に一人で歩いているのか、何か事件に関係していないかという疑問を抱いたのかもしれない。しかし、深夜の時間帯に男性が一人で歩くことは犯罪ではないし、実際に深夜一人で歩いている男性は犯罪に関係している者が多いということも言えない。そうだとすると、深夜、男性が一人で歩いていることをもって不審事由に当たるということとはできない。

その後も、警察官は申立人に声を掛けたときに不審事由があったことを説明していないし、申立人は警察官から求められる対応を拒否し続けているだけで、対応義務がない以上、このような対応をもって不審事由

に当たるといえることは言えない。

あるいは、警察官らは、申立人が氏名を名乗ることを頑なに拒否していることに、後ろめたいことがなければ氏名を名乗ってもいいはずだと不信感を抱いたのかもしれない。しかし、質問は相手方に応答義務を課するものではないから<sup>3</sup>、申立人が氏名を答えないことをもって不審事由があると解することはできないし、深夜一人で歩いているということと併せてみても、それが何らかの犯罪に関連するということとはできない。したがって、本件当時、申立人については、警職法2条1項が定める職務質問の要件を充たしていたと解することはできない。

(3) 警職法2条1項の要件を充たしていない場合

警職法1条1項で「この法律は、警察官が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）に規定する個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公安の維持並びに他の法令の執行等の職権職務を忠実に遂行するために、必要な手段を定めることを目的とする。」と規定し、同条2項で「この法律に規定する手段は、前項の目的のため必要な最小の限度において用いるべきものであつて、いやしくもその濫用にわたるようなことがあつてはならない。」と規定して、職務質問においてさえ目的達成のため必要最小限の行為しか認めておらず、濫用のないよう戒めていることからすると、職務質問の要件を充たさない行為はおよそ違法と解することもできる。

この点に関連して、裁判例では、具体的な法的根拠のない自動車検問を適法としたとも読める最決昭和55.9.22刑集34巻5号272頁（自動車検問）が以下のように判示している。

「警察法二条一項が「交通の取締」を警察の責務として定めていることに照らすと、交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、

---

<sup>3</sup> 田村・前掲書193頁

強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容されるべきものであるが、それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといつて無制限に許されるべきものでないことも同条二項及び警察官職務執行法一条などの趣旨にかんがみ明らかである。しかしながら、自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであること、その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮すると、警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわらず短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などをすることは、それが相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法なものとして解すべきである。」

「警察法二条一項が「交通の取締」を警察の責務として定めていることに照らすと」と書いていることからわかるように、同判決は警察法2条1項が自動車検問の法的根拠だとしているのではないし、「交通の取締」は警察の責務として、警察活動の枠として説明しているだけである。そして、「交通の安全及び交通秩序の維持などに必要な警察の諸活動は、強制力を伴わない任意手段による限り、一般的に許容される」としながらも、「それが国民の権利、自由の干渉にわたるおそれのある事項にかかわる場合には、任意手段によるからといつて無制限に許されるべきものでない」という制限を加え、このような考え方を前提として、「自動車の運転者は、公道において自動車を利用することを許されていることに伴う当然の負担として、合理的に必要な限度で行われる交通の取締に協力すべきものであ

る」とし、「その他現時における交通違反、交通事故の状況などをも考慮」して、「警察官が、交通取締の一環として交通違反の多発する地域等の適当な場所において、交通違反の予防、検挙のための自動車検問を実施し、同所を通過する自動車に対して走行の外観上の不審な点の有無にかかわりなく短時分の停止を求めて、運転者などに対し必要な事項についての質問などを行うこと」は、「相手方の任意の協力を求める形で行われ、自動車の利用者の自由を不当に制約することにならない方法、態様で行われる限り、適法」だと結論づけている。

犯罪多発地域であることが窺えない歩道を歩いていることは公道における自動車の運転のような他人の生命を危険に曝す可能性がある行為ではないから、歩道を歩くことに伴う負担というものは考えにくい。そうであるだけに、警察官が歩行者に求めることができる任意の協力は自動車の運転者以上に軽度なものでなければならない。すなわち、職務質問でさえ相手方は応答等を義務づけられるものでないことからすれば、警察比例の原則に照らし、職務質問の要件を充たさない声掛けにあっては、なおのこと相手方に心理的・物理的負担を掛けることは許されない。職務質問の要件があるかどうかを確かめるために、当該要件があるとは言えない者に対して質問する場合には、一応聞くだけで説得等を行わないなど、実質的に相手に負担を与える不利益の少ない態様でなければならないと解される。<sup>4</sup>

本件における警察官らの行為は、一応聞くだけで説得等を行わないという限度を明らかに逸脱しており違法である。

(4) 本件質問に伴って行われた相手方の行為の違法性

以上のとおり、警察官らの行為は、警職法2条1項の職務質問の要件を充たしていなかったのみならず、これに当たらない場合として許容され得

---

<sup>4</sup> 田村・前掲書 193～194 頁

る範囲を明らかに逸脱していたものであるから、警察官らが申立人に対して行った行為は悉く違法である。すなわち、警察官らが、暴言や弄ぶような言葉で申立人を侮辱し、執拗に停止を求め、同人の身体に手を掛けるなどして同人の歩行を妨げ、同人に対して氏名や所持品について執拗に質問をし続け、これらに対し申立人が終始明確に拒絶しているにもかかわらず、止めようとせず、同人のバッグの内部を見<sup>5</sup>、同人の服のポケットに手を入れてポケット内を物色し<sup>6</sup>、申立人の身体に苦痛を与える有形力の行使を行い、申立人が警察署に行くことを明確に拒否しているにもかかわらず同人の身体を押さえてパトカーの後部座席に入れたことは、申立人に重大な精神的苦痛を与え、申立人の意思に基づく行動の自由（憲法13条）を侵害する違法なものである。

#### (5) 現場責任者の対応

本件現場に居合わせた警察官らのなかには、そのなかで最も階級が上の警察官が現場責任者としていたはずである。現場責任者たる警察官は他の警察官らが違法な警察活動を行っている場合には直ちにこれを止めさせる職務上の権限及び義務がある。しかるに、本件では現場責任者たる警察官が他の警察官らの違法な警察活動を止めた様子が全くない。そのことが申立人の警察（官）に対する強い不信感、恐怖心を植え付けてしまったことが窺える。仮に、本件において現場責任者たる警察官が他の警察官らの違法な警察活動を速やかに止めさせていれば、申立人の警察（官）に

---

<sup>5</sup> 田村・前掲書 206 頁では、職務質問の要件を充たしている場合について、「相手方の承諾を得て警察官が携帯品の内部を調べ、持ち物を取り出すという形態の場合には、通常の所持品検査に比べて相手方の不利益が大きく（バッグ当中を探られることは、単に所持品を見せること以上の負担となる。）それだけ高い必要性がなければ相手方に応ずるように求めることは許されない。」としている。

<sup>6</sup> 田村・前掲書 206～207 頁では、職務質問の要件を充たしている場合について、「特に、相手方の服のポケットなどに手を入れて探すといった態様の場合には、相手方の真実の承諾があったかどうか疑われるのであって、相当な手順を尽くした上でどうしても行う必要がある場合など例外的なときに限って認められる。」としている。

対する信頼を損なわずに済んだ可能性もあったであろうことを考えると、現場責任者たる警察官が他の警察官らの違法な警察活動を止めなかったことは、申立人の被害をより深刻にする原因になったものとして問題である。

### 3 結語

よって、第1勧告の趣旨のとおり、勧告するものである。

以 上